

議案第8号

令和2年4月の組織改正等に伴う関係訓令の整備に関する訓令について

令和2年4月の組織改正等に伴う関係訓令の整備に関する訓令について、別紙のとおり議決を求めます。

令和2年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県教育委員会訓令第 号

令和2年4月の組織改正等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和2年3月 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

令和2年4月の組織改正等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正)

第1条 教育委員会事務局職員の任免発令規程(昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第3条関係)</p> <p style="padding-left: 2em;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員(第2及び第3に掲げる職員を除く。)の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">1～15 略</p> <p>16 免職(地方公務員法第22条の規定による条件付採用の期間にある職員が、当該期間(延長した場合は当該延長した期間を含む。)においてその職務を良好な成績で遂行しなかったため、免職する場合)</p> <p style="padding-left: 2em;">地方公務員法第22条の規定による条件付採用の期間中その職務を良好な成績で遂行しなかったので免職する</p> <p style="padding-left: 2em;">17～59 略</p> <p>第2 一般職の職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める職員(以下「会計年度任用職員」という。)に限る。)の場合</p>	<p>別表(第3条関係)</p> <p style="padding-left: 2em;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">1～15 略</p> <p>16 免職(地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用の期間にある職員が、当該期間(延長した場合は当該延長した期間を含む。)においてその職務を良好な成績で遂行しなかったため、免職する場合)</p> <p style="padding-left: 2em;">地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用の期間中その職務を良好な成績で遂行しなかったので免職する</p> <p style="padding-left: 2em;">17～59 略</p> <p>第2 一般職の職員(非常勤職員に限る。)の場合</p>

<p>1 任命 <u>会計年度任用職員</u> ((ア)……)に任命する 報酬月額(報酬日額)(報酬額勤務1回につき)(報酬額勤務1時間につき) <u>(給料月額)……円</u> を給する ……勤務を命ずる 任用期間は…年…月…日までとし1箇月の勤務日数は17日以内(1週間の勤務時間は<u>30時間以内</u>)とする(<u>任用期間は…年…月…日までとする</u>)</p>	<p>(ア) 職名又は職種名とする。</p>	<p>1 任命 <u>非常勤職員</u>((ア)……)に任命する 報酬月額(報酬日額)(報酬額勤務1回につき)(報酬額勤務1時間につき) ……円を給する ……勤務を命ずる 任用期間は…年…月…日までとし1箇月の勤務日数は17日以内(1週間の勤務時間は<u>29時間以内</u>)とする</p>	<p>(ア) 職名又は職種名とする。</p>
<p>2 略</p>		<p>2 略</p>	
<p>3 給与改定(給与の額を変更する場合) 報酬月額(報酬日額)(報酬額勤務1回につき)(報酬額勤務1時間につき) <u>(給料月額)……円</u> を給する</p>		<p>3 給与改定(給与の額を変更する場合) 報酬月額(報酬日額)(報酬額勤務1回につき)(報酬額勤務1時間につき) ……円を給する</p>	
<p>4 略</p>		<p>4 略</p>	
<p>第3 一般職の職員(<u>地方公務員法第22条の3の規定その他の法律の規定により臨時的に任用する職員(以下「<u>臨時的任用職員</u>」という。)</u>に限る。)の場合</p>		<p>第3 一般職の職員(<u>臨時的任用職員</u>に限る。)の場合</p>	
<p>1 採用 <u>臨時的任用職員</u> ((ア)……)に任命する</p>	<p>(ア) 職名又は職種名とする。(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により採用される職員(同項第2号に掲げる臨時的任</p>	<p>1 採用 <u>臨時的任用職員</u> ((ア)……)に任命する</p>	<p>(ア) 職名又は職種名とする。(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により採用される職員(同項第2号に掲げる臨時的</p>

<p>……職……級に決定する ……号給を支給する</p> <p>……勤務を命ずる (イ)……を命ずる</p> <p>任用期間は…年…月…日までとする</p> <p>2 期間更新（任用期間を更新する場合） ……年…月…日まで任用期間を更新する 任用期間満了後は更新しない</p> <p>3 略</p> <p>4 略 第4 略</p>	<p>用に係るものに限る。以下「育休代替職員」という。）の場合には「(…)(育休代替)」とする。</p> <p>(イ) 職名とする。</p> <p>○育休代替職員の場合を除く。</p>	<p>日給……円を給する</p> <p>……勤務を命ずる (イ)……を命ずる</p> <p>任用期間は…年…月…日までとする</p> <p>2 期間更新（任用期間を更新する場合） ……年…月…日まで任用期間を更新する 任用期間満了後は更新しない</p> <p>3 略</p> <p>4 給与決定（給与の額を変更する場合） 日給……円を給する</p> <p>5 略 第4 略</p>	<p>任用に係るものに限る。以下「育休代替職員」という。）の場合には「(…)(育休代替)」とする。</p> <p>○採用前提の臨時的任用職員（臨時的任用職員のうち、職員の採用試験に合格し又は選考による採用が決定している職員をいう。以下同じ。）の場合には「…職……級……号給相当額を給する」とする。</p> <p>○採用前提の臨時的任用職員の場合に限る。 (イ) 職名とする。</p> <p>○育休代替職員及び採用前提の臨時的任用職員の場合を除く。</p> <p>○採用前提の臨時的任用職員以外の臨時的任用職員の場合に限る。</p>
---	--	--	---

(鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(衛生管理者)</p> <p>第6条 本庁及び職員の数が50人以上の県立学校に、法第12条第1項に規定する業務を行わせるた</p>	<p>(衛生管理者)</p> <p>第6条 本庁及び職員の数に非常勤職員の数を加えた数が50人以上の県立学校に、法第12条第1項に</p>

め、衛生管理者を置く。 2～4 略	規定する業務を行わせるため、衛生管理者を置く。 2～4 略
--------------------------	--------------------------------------

(鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正)

第3条 鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(13) 本庁機関 組織規則第2条第6項に規定する本庁機関をいう。</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 局長 組織規則第7条第1項に規定する局長の長をいう。</u></p> <p><u>(18) 課長等 本庁組織の課（課に相当するものを含む。）の長をいう。</u></p> <p><u>(19) 略</u></p> <p><u>(20) 管理職員 次長、教育次長、局長、課長等、所長等その他これらに準ずる職員をいう。</u></p> <p><u>(21) 会計年度任用職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。</u></p> <p><u>(22) 臨時的任用職員 地方公務員法第22条の3の規定その他の法律の規定により臨時的に任用する職員をいう。</u></p> <p>(教育委員会の権限に属する事務の専決事項)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次長は、次長の専決事項のうち局長が処理することが適当である事項について、局長に専決させることができる。</u></p> <p>(教育委員会への報告)</p> <p>第5条 教育長は、前条の規定により自ら又は次長、<u>局長</u>、課長等若しくは所長等が専決した事務</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 課長等 本庁組織の課（課に相当するものを含む。以下同じ。）及び本庁機関（<u>組織規則第2条第6項に規定する本庁機関をいう。以下同じ。</u>）の長をいう。</p> <p>(17) 略</p> <p>(教育委員会の権限に属する事務の専決事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>(教育委員会への報告)</p> <p>第5条 教育長は、前条の規定により自ら又は次長、課長等若しくは所長等が専決した事務につい</p>

について、必要があると認めるときは、これを教育委員会に報告しなければならない。

(代決)

第6条 教育長、次長、局長、課長等及び所長等の専決事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

組織	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本庁	略		
	次長	教育次長	主務課長等
	局長	主務課長	主務課長補佐（課長補佐のうち、担当業務における上席の職員をいう。以下この表において同じ。）
	課長等	参事、室長又は主務課長補佐	主務係長（係長のうち、担当業務における上席の職員をいう。以下この表において同じ。）
略			

2 略

(教育長事務の専決事項)

第10条 略

2 前項の規定にかかわらず、次長は、次長の専決事項のうち局長が処理することが適当である事項

て、必要があると認めるときは、これを教育委員会に報告しなければならない。

(代決)

第6条 教育長、次長、課長等及び所長等の専決事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

組織	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本庁	略		
	次長	教育次長	主務課長等
	課長等	参事、室長又は主務課長補佐（ <u>課長補佐のうち、担当業務における上席の職員をいう。</u> ）	主務係長（係長のうち、担当業務における上席の職員をいう。）
	略	略	略

2 略

(教育長事務の専決事項)

第10条 略

について、局長に専決させることができる。

3 略

4 前3項に定めるもののほか、教育長事務について次長、局長、課長等及び所長等が専決する事項については、教育長が別に定める。

(教育長事務の委任決裁事項)

第11条 教育長事務について教育長が別に定めるところにより局長、課長等又は所長等に委任した事項は、別表第2及び別表第3の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により示すとおりである。

2 前項に定めるもののほか、教育長事務について局長、課長等及び所長等が委任決裁する事項については、教育長が別に定める。

別表第1 (第3条、第4条、第7条、第8条関係)

1 略

2 教育総務課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一 地方公務員法に関する事務(事務部局職員に係るものに限る。)	1 同法第17条の規定による職員 の任命				
	(1) 管理職員に係るもの	○			
	(2) 略				
	略				
7 同法第38条第1項の規定による営利企業の従事等の許可					
	(1) 会計年度			○	

2 略

3 前2項に定めるもののほか、教育長事務について次長、課長等及び所長等が専決する事項については、教育長が別に定める。

(教育長事務の委任決裁事項)

第11条 教育長事務について教育長が別に定めるところにより課長等又は所長等に委任した事項は、別表第2及び別表第3の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により示すとおりである。

2 前項に定めるもののほか、教育長事務について課長等及び所長等が委任決裁する事項については、教育長が別に定める。

別表第1 (第3条、第4条、第7条、第8条関係)

1 略

2 教育総務課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に関する事務(事務部局職員に係るものに限る。)	1 同法第17条の規定による職員 の任命				
	(1) 次長、理事監、教育次長、課長等及び所長等並びにこれらに相当する職の職員(以下「管理職員」という。)に係るもの	○			
	(2) 略				
	略				
7 同法第38条第1項の規定による営利企業の従事等の許可					
	(1) 非常勤職			○	

	任用職員及び 臨時的任用職 員以外の職員 に係るもの				
	(2) 会計年度 任用職員及び 臨時的任用職 員に係るもの				○
	略				
略					
七 その 他の業 務に関 する事 務	略				
	7 事務部局及び 県立学校の産業 医の任免				○
	8 事務部局職員 のうち会計年度 任用職員及び臨 時的任用職員の 任免				○
	9 略				

	員及び臨時的 任用職員以外 の職員に係る もの				
	(2) 非常勤職 員及び臨時的 任用職員に係 るもの				○
	略				
略					
七 その 他の業 務に関 する事 務	略				
	7 事務部局職員 のうち非常勤職 員及び任用期間 が1月以上の臨 時的任用職員の 任免				○
	8 略				

3 教育人材開発課

事項		事務処理権限の 区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一 任 免、服 務及び 昇給等 に関す る事務 (市町 村立学 校及び 県立学 校の教 職 員 (以下 「学校 教 職 員」と いう。)	1 地方公務員法 に基づく事務の うち次に掲げる 事務				
	(1) 同法第17 条の規定によ る職員(市町 村立学校の会 計年度任用職 員及び臨時的 任用職員並び に県が任用す る外国語指導 助手を除 く。)の任命				
	ア 管理職員 に係るもの	○			

3 教育人材開発課

事項		事務処理権限の 区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一 任 免、服 務及び 昇給等 に関す る事務 (市町 村立学 校及び 県立学 校の教 職 員 (以下 「学校 教 職 員」と いう。)	1 地方公務員法 に基づく事務の うち次に掲げる 事務				
	(1) 同法第17 条の規定によ る職員(市町 村立学校の臨 時的任用職員 及び外国語活 動支援員以外 の非常勤職員 を除く。)の 任命				
	ア 校長及び 管理職員に 係るもの	○			

に係るものに限る。)	イ 管理職員以外の職員に係るもの			○		
	(2)～(8) 略					
	略					
	6 臨時的任用職員の任免(県立学校の教職員に係るものに限る。)					○
	7 非常勤の講師その他の会計年度任用職員の任免その他の人事(県が任用する外国語指導助手以外の県立学校の教職員に係るものに限る。)					○
略						
略						
四 その他の業務に関する事務	略					
	2 事務部局職員のうち会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与の決定					○
	略					

4 小中学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等

に係るものに限る。)	イ 校長、管理職員及び外国語活動支援員以外の職員に係るもの			○		
	(2)～(8) 略					
	略					
	6 臨時的任用職員(任用期間が16日未満の者を除く。)の任免(県立学校の教職員に係るものに限る。)					○
	7 非常勤講師その他非常勤職員の任免その他の人事(県が任用する外国語指導助手以外の県立学校の教職員に係るものに限る。)					○
略						
略						
四 その他の業務に関する事務	略					
	2 事務部局職員のうち非常勤職員及び任用期間が1月以上の臨時的任用職員の給与の決定					○
	略					

4 小中学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等

一 任免 に関する 事務	1 地方公務員法 第17条の規定に よる職員（ <u>県が 任用する外国語 指導助手及び市 町村立学校の外 国語活動支援員 に限る。</u> ）の任 命				○
二 教育 職員免 許 法 （昭和 24年法 律 第 1 4 7 号）に 関する 事務	略 6 同法附則第2 項の規定による 教科外教授の担 任の許可（特別 支援学校の教員 に対するものを 除く。） 略				○
略					

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の 区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一 任免 に関する 事務	1 地方教育行政 の組織及び運営 に関する法律第 47条の5第1項 の規定により設 置された学校運 営協議会の委員 の任免（特別支 援学校に係るも のに限る。）			○	
略					

6 高等学校課

事項		事務処理権限の 区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等

一 任免 に関する 事務	1 地方公務員法 第17条の規定に よる職員（市町 村立学校の外国 語活動支援員に 限る。）の任命				○
二 教育 職員免 許 法 （昭和 24年法 律 第 1 4 7 号）に 関する 事務	略 6 同法附則第2 項の規定による 教科外教授の担 任の許可（特別 支援学校の教員 に対するものを 除く。） 略				○
略					

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の 区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一 任免 に関する 事務	1 地方教育行政 の組織及び運営 に関する法律第 47条の6第1項 の規定により設 置された学校運 営協議会の委員 の任免（特別支 援学校に係るも のに限る。）			○	
略					

6 高等学校課

事項		事務処理権限の 区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等

一 任免 に関する 事務	1 地方教育行政 の組織及び運営 に関する法律第 47条の5第1項 の規定により設 置された学校運 営協議会の委員 の任免（高等学 校に係るものに 限る。）				○
略					

7 いじめ・不登校総合対策センター

事項		事務処理権限の 区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一 任免 に関する 事務	1 市町村立学校の <u>会計年度任用職員</u> （スクールカウンセラー及び学校生活適応支援員に限る。）の任免				○

8 体育保健課

事項		事務処理権限の 区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一 任免 に関する 事務	1 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免				○

9 各教育局

事項	事務処理権限の 区分
----	---------------

一 任免 に関する 事務	1 非常勤職員 （県が任用する 外国語指導助手 に限る。）の任 免その他の人事				○
	2 地方教育行政 の組織及び運営 に関する法律第 47条の6第1項 の規定により設 置された学校運 営協議会の委員 の任免（高等学 校に係るものに 限る。）				○
略					

7 いじめ・不登校総合対策センター

事項		事務処理権限の 区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一 任免 に関する 事務	1 市町村立学校の <u>非常勤職員</u> （スクールカウンセラー及び学校生活適応支援員に限る。）の任免				○

8 各教育局

事項	事務処理権限の 区分
----	---------------

種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	所長等
一 任免に関する事務	略				
	2 市町村立学校の非常勤の講師その他の会計年度任用職員（外国語活動支援員、スクールカウンセラー及び学校生活適応支援員を除く。）の任免				○
	略				

種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	所長等
一 任免に関する事務	略				
	2 市町村立学校の非常勤講師その他の非常勤職員（外国語活動支援員、スクールカウンセラー及び学校生活適応支援員を除く。）の任免				○
	略				

第4条 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条－第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分				
種類	内容	教育長	専決権者		委任決裁権者	
			次長	課長等	局長	課長等
一 教育行政の企画及び調整に関する事務	1 事務又は事業についての計画又は実施方針の決定					
	(1) 特に重要なもの	○				
	(2) 重要なもの		○			
	(3) (2)のうち局長が処理することが適当であるもの				○	
	(4) 軽易なもの					○
二 教育委員会の会議に関する事務	1 議案、報告事項及び協議事項の決定	○				
三 県議会に関する事務	1 報告事項の決定	○				
四 表彰、褒章及び式典に関する事務	1 表彰又は国が行う表彰若しくは叙位、叙勲に係る具申	○				
五 広報、広聴及び統計に関する事務	1 広報に関する事務					
	(1) 特に重要なもの	○				
	(2) 重要なもの		○			
	(3) (2)のうち局長が処理することが適当であるもの				○	

	(4) 軽易なもの					○
	2 図書その他の印刷物の作成					
	(1) 特に重要なもの	○				
	(2) 重要なもの		○			
	(3) (2)のうち局長が処理することが適当であるもの				○	
	(4) 軽易なもの					○
	3 統計に関する事務					
	(1) 特に重要なもの	○				
	(2) 重要なもの		○			
	(3) 軽易なもの			○		
	4 1から3までに掲げるもののほか					
	(1) 特に重要なもの	○				
	(2) 重要なもの		○			
	(3) 軽易なもの			○		
六 組織に関する事務	1 行政組織の整備に関すること。	○				
七 服務及び研修に関する事務（本庁組織の職員に係るものに限る。）	1 出張、休暇その他服務に関する事務					
	(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第2項の規定による部分休業の承認又はその取消し					
	ア 管理職員に係るもの		○			
	イ 管理職員以外の職員に係るもの					○
	(2) 職務に専念する義務の免除の承認（職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第9号又は第10号の事由に該当する場合を除く。）					
	ア 管理職員に係るもの		○			
	イ 管理職員以外の職員に係るもの					○
	(3) 病気休暇及び特別休暇の承認（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の表第1号若しくは第2号（6日以内の場合を除く。）又は第16条の表第2号の事由に該当する場合を除く。）					
	ア 管理職員に係るもの		○			
	イ 管理職員以外の職員に係るもの					○
	(4) 外国旅行の命令及びその復命の受理		○			
	(5) 内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理					
	ア 管理職員に係るもの		○			
	イ 管理職員以外の職員に係るもの					○
	2 鳥取県教育委員会職員服務規程（平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号）に基づく事務のうち次に掲げる事務					

	(1) 同訓令第12条第3項の規定による入退庁時間の管理								○
	(2) 同訓令第19条第2項の規定による事故報告								○
	3 1及び2に掲げるもののほか								
	(1) 特に重要なもの	○							
	(2) 重要なもの		○						
	(3) 軽易なもの								○
八 任免、手当等に関する事務（本庁組織の職員に係るものに限る。）	1 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任免等に関する内申								○
	2 1に掲げるもののほか								
	(1) 重要なもの				○				
	(2) 軽易なもの								○
九 国及び他の地方公共団体等に関する事務	1 請願、陳情等に関する事務								
	(1) 請願又は陳情の処理								
	ア 特に重要なもの	○							
	イ 重要なもの		○						
	ウ 軽易なもの			○					
	(2) 国等に対する請願、陳情その他の要望	○							
	2 通達、進達、申請、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促に関する事務								
	(1) 特に重要なもの	○							
	(2) 重要なもの		○						
	(3) 軽易なもの			○					
	3 国、他の公共団体等との協議	○							
	4 1から3までに掲げるもののほか								
	(1) 特に重要なもの	○							
	(2) 重要なもの		○						
(3) 軽易なもの			○						
十 指導監督に関する事務	1 調査、報告の聴取、資料の提出の要求、措置命令その他の監督								
	(1) 特に重要なもの	○							
	(2) 重要なもの		○						
	(3) 軽易なもの			○					
十一 公文書に関する事務	1 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に基づく事務のうち次に掲げる事務								
	(1) 同条例第7条第1項の規定による公文書（本庁組織が保有しているものに限る。）の開示請求に対する決定								
	ア 特に重要なもの	○							
	イ ア以外のもの								
	(ア) 全部開示の決定								
	a 重要なもの		○						
	b 軽易なもの			○					
	(イ) 部分開示の決定、非開示の決定、文書不存在								

の決定及び存否応答拒否の決定					
a 異例のもの		○			
b a以外のもの			○		
(2) 同条例第7条第2項の規定による決定期間の延長並びに同条第4項及び第5項の規定による期間の延長の特例の決定（本庁組織が保有している公文書の開示請求に係るものに限る。）					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 軽易なもの			○		
2 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に基づく事務のうち次に掲げる事務					
(1) 同条例第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものに限る。）					○
(2) 同条例第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）					○
(3) 同条例第14条の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長並びに同条例第18条の2の規定による開示請求を拒否する決定					
ア 重要なもの		○			
イ 軽易なもの					○
(4) 同条例第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定（本庁組織が管理している個人情報に係るものに限る。）					
ア 重要なもの		○			
イ 軽易なもの					○
(5) 同条例第19条第1項の規定による口頭により開示請求ができる個人情報の決定		○			
(6) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の訂正請求に対する決定及び期間の延長					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 軽易なもの			○		
(7) 同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の利用停止請求に対する決定及び期間の延長					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			

ウ 軽易なもの			○		
(8) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 軽易なもの			○		
(9) 同条例第36条又は第42条の規定による提案の審査等（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）					
ア 重要なもの		○			
イ 軽易なもの			○		
3 行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく事務のうち次に掲げる事務					
(1) 同法第5条第1項の規定による審査基準の設定		○			
(2) 同法第6条の規定による標準処理期間の設定		○			
(3) 同法第10条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取					
ア 重要なもの		○			
イ 軽易なもの			○		
(4) 同法第12条第1項の規定による処分基準の設定		○			
(5) 同法第13条第1項第1号の規定による聴聞の実施					
ア 重要なもの		○			
イ 軽易なもの			○		
(6) 同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与					
ア 重要なもの		○			
イ 軽易なもの			○		
4 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）に基づく事務のうち次に掲げる事務					
(1) 同条例第5条第1項の規定による審査基準の設定		○			
(2) 同条例第6条の規定による標準処理期間の設定		○			
(3) 同条例第10条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取					
ア 重要なもの		○			
イ 軽易なもの			○		
(4) 同条例第12条第1項の規定による処分基準の設定		○			
(5) 同条例第13条第1項第1号の規定による聴聞の実施					
ア 重要なもの		○			
イ 軽易なもの			○		

	(6) 同条例第13条第1項第2号の規定による弁明の 機会の付与					
	ア 重要なもの		○			
	イ 軽易なもの			○		
	(7) 同条例第34条の2第1項の規定による事前協議 期間の設定		○			
	(8) 同条例第34条の3第3項の規定による事前協議 に関する異議の申出の処理		○			
	(9) 同条例第35条の規定による複数の者を対象とす る行政指導に共通してその内容となる事項の設定					
	ア 重要なもの		○			
	イ 軽易なもの			○		
	(10) 同条例第39条第5項の規定による書類提出につ いての異議の申出の処理		○			
	(11) 同条例第43条第5項の規定による県民からの依 頼に応じないことについての異議の申出の処理		○			
	5 1から4までに掲げるもののほか					
	(1) 特に重要なもの	○				
	(2) 重要なもの		○			
	(3) 軽易なもの			○		
十二 鳥取県教 育委員会の公 印の管守に関 する事務（本 庁組織に係る ものに限る。）	1 公印の新調又は改刻の登録請求					○
	2 公印の廃止の登録抹消請求					○
	3 公印の印影の印刷の承認申請					○
	4 1から3までに掲げるもの以外のもの					○
十三 鳥取県教 育委員会の文 書管理に関す る事務（本庁 組織に係るも のに限る。）	1 文書管理主任及び文書管理補助員の指名					○
	2 1に掲げるもの以外のもの					○
十四 指定管理 者制度に関す る事務	1 指定管理候補者の選定	○				
	2 指定管理候補者に選定しようとする法人その他の団 体との協議			○		
	3 指定管理者の募集要項の決定	○				
	4 審査委員会の開催			○		
	5 審査委員会の審査結果の通知	○				
	6 審査結果に係る異議申出に対する決定	○				
	7 審査結果、指定管理者の指定、事業報告書その他の 事項についての公報による公表			○		
	8 審査結果、指定管理者の指定、事業報告書その他の 事項についての公報以外による公表					
	(1) 重要なもの	○				

	(2) 軽易なもの			○		
	9 指定管理者に対する報告の請求、調査又は指示					
	(1) 重要なもの	○				
	(2) 軽易なもの			○		
	10 指定の取消し又は業務の停止の命令	○				
	11 指定の取消しに係る聴聞の実施	○				
	12 業務の停止の命令に係る弁明の機会の付与	○				
	13 1から12までに掲げるもののほか					
	(1) 重要なもの	○				
	(2) 軽易なもの			○		
十五 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に関する事務	1 同法第48条第1項の規定による市町村に対する教育に関する事務の適正な処理を図るための必要な指導、助言又は援助	○				
	2 同法第48条第4項の規定による教育に関する事務の処理について文部科学大臣に対する必要な指導、助言又は援助の要請	○				
	3 同法第53条第1項の規定による市町村委員会が管理及び執行する教育に関する事務の調査	○				
	4 同法第54条第2項の規定による市町村に対する資料又は報告の要求	○				
	5 同法第54条第2項の規定による文部科学大臣の要求への応答	○				
	6 1から5までに掲げるもの以外のもの	○				
十六 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）に関する事務	1 同条例に基づく知事の権限に属する事務のうち教育長にその権限を委任された事務で次に掲げるもの					
	(1) 同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書の貼り付け					○
	(2) 同条例第4条第2項の規定による警察署への通報					○
	(3) 同条例第4条第3項の規定による施錠の解錠及び車内の調査					○
	(4) 同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移動及び保管					○
	(5) 同条例第5条第2項の規定による移動等の通知及びその旨の公示					○
	(6) 同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の勧告					○
	(7) 同条例第6条第2項の規定による勧告に従うことの命令					○
	(8) 同条例第7条第1項の規定による放置自動車の引渡し					○
	(9) 同条例第7条第2項の規定による告示			○		
	(10) 同条例第7条第3項の規定による告示			○		
(11) 同条例第7条第4項の規定による放置自動車の					○	

	引渡し					
	(12) 同条例第8条の規定による費用の請求					○
十七 その他の 業務に関する 事務	1 会議の開催に係る事務					
	(1) 特に重要なもの	○				
	(2) 重要なもの		○			
	(3) (2)のうち局長が処理することが適当であるもの				○	
	(4) 軽易なもの					○
	2 講習会、講演会、展示会、競技会等の開催又は参加若しくは後援の決定					
	(1) 特に重要なもの	○				
	(2) 重要なもの		○			
	(3) 軽易なもの			○		
	3 知事との協議又は知事に対する意見の申出	○				
	4 協定書、覚書その他これらに類するものの締結					
	(1) 教育長の名において処理することが適当であるもの	○				
	(2) (1)以外のもの					○
	5 教育長の名において処理することが適当な寄稿					
	(1) 重要なもの	○				
	(2) 軽易なもの			○		
	6 報酬を伴わない市町村等の附属機関、他団体の検討委員会等の委員等への職員の就任の決定					
	(1) 管理職員に係るもの		○			
	(2) 本庁組織の管理職員以外の職員に係るもの					○
	7 職員の配置及び事務分掌の決定					○
8 一から十六まで及び1から7までに掲げるもののほか						
(1) 特に重要なもの	○					
(2) 重要なもの		○				
(3) (2)のうち局長が処理することが適当であるもの				○		
(4) 軽易なもの					○	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。